



「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン」 令和7年6月一部改正案の概要

内閣官房 地理空間情報活用推進室



1. 地理空間情報の二次利用促進に関するガイドラインの概要

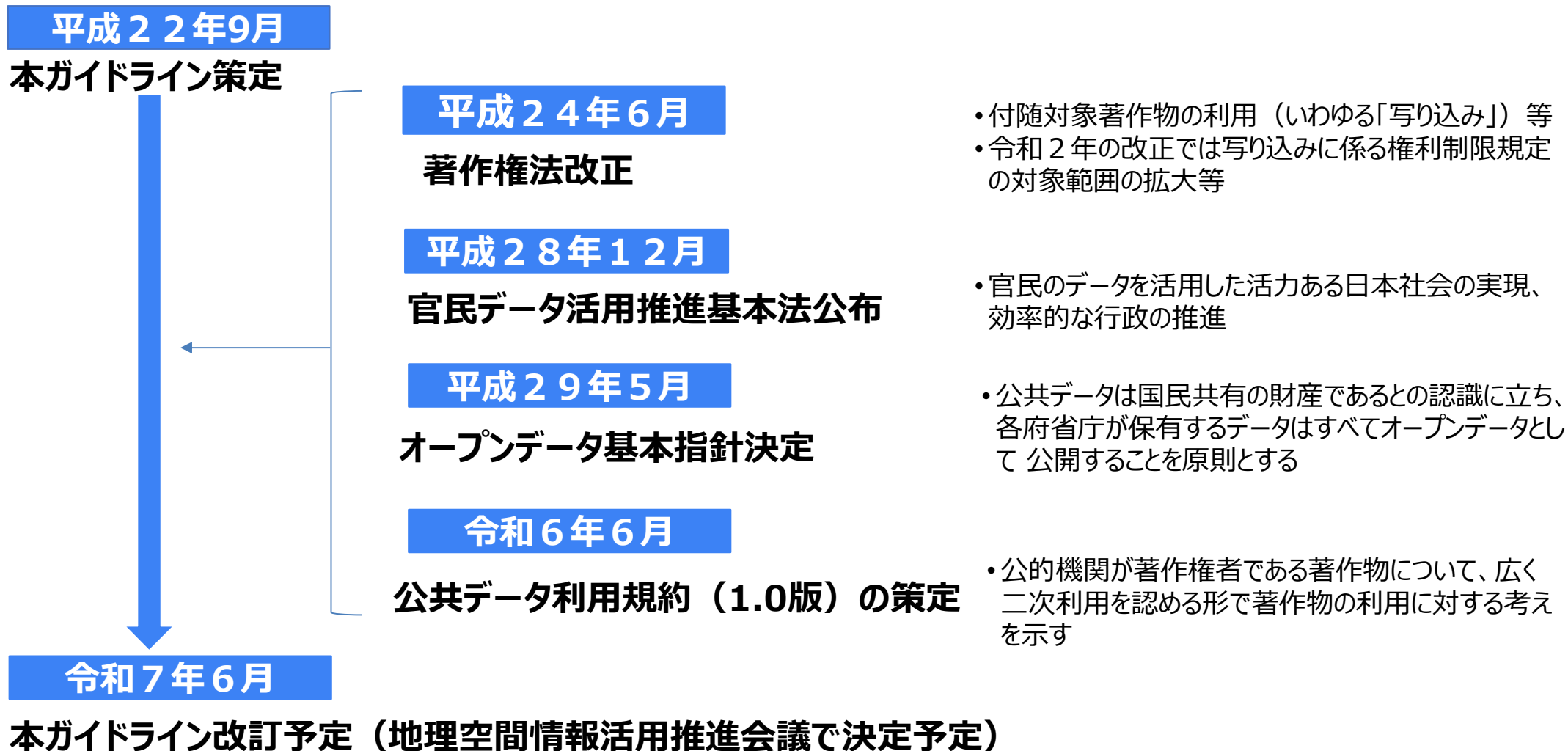
- 「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）は、地理空間情報活用推進基本法や地理空間情報活用推進基本計画を踏まえ、地理空間情報の二次利用促進のため、許諾の考え方等の知的財産権等に係る具体的な処理の方法等に関する実務上のガイドラインとして策定（平成22年9月地理空間情報活用推進会議決定）。

項目	内容
目的・適用範囲	・行政機関等における地理空間情報の二次利用の概念を明確にするとともに、適正な権利処理のもと地理空間情報の提供・流通を行う際の指針を示すことを目的とする。 ・二次利用の範囲は、行政機関等が自ら二次利用を行う場合と、他者が二次利用を行おうとする地理空間情報を行政機関等が提供する場合を対象とする。
位置付け	・地理空間情報活用推進基本法第14条において、「<u>国及び地方公共団体は、地理空間情報の活用の推進に関し、国民の利便性の向上を図るとともに、行政の運営の効率化及びその機能の高度化に資するため、その事務及び事業における地理情報システムの利用の拡大並びにこれによる公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする</u>」旨規定されており、第1期地理空間情報活用推進基本計画において、二次利用の許諾や制限、データ利用規約などの知的財産権等に関する取扱いについて地理空間情報を扱う際の実務上のガイドラインを策定することとされていることを受けて策定された。 ・本ガイドラインは、法的拘束力を伴うものではなく、あくまで行政機関等が保有する地理空間情報の二次利用を促進する上で望ましい知的財産権等の標準的な処理の考え方を関係法令等の整合を図りつつ整理したもの。
構成	1. 目的 2. 本ガイドラインの読み方 3. 地理空間情報の整備・更新段階 4. 地理空間情報の提供・流通段階



2. 本ガイドラインに関連する制度等の動向

- オープンデータ基本指針の決定・改正、著作権法の改正など、法令・制度が変化。
⇒デジタルデータ活用の推進・促進の動きと著作権の改正内容を踏まえて、本ガイドラインを改定し、二次利用促進を図る。
- 本年6月の地理空間情報活用推進会議で決定予定。





3. ガイドライン一部改正のポイント 主な見直し内容

	ポイント	該当箇所	見直し内容
①	現行ガイドラインの策定以降の政府等のオープンデータに関する指針類を踏まえ、本ガイドラインの記述を変更	1.1. 目的及び適用範囲	○ オープンデータ基本指針が原則であることを追記 ・「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）を踏まえて策定された・・・オープンデータ基本指針（令和6年7月改正）では、オープンデータの定義やオープンデータに関する基本的ルールが示されている。・・・各府省庁が保有するデータは全てオープンデータとして公開することを原則とし、 <u>地方公共団体においても同様に対応することが望ましいとされている。</u> 」
		4. 提供・流通段階	○ 利用約款に関する記述を追記 ・地理空間情報の提供・流通段階において、オープンデータ基本指針に沿った提供・流通になるよう、 <u>利用約款は公共データ利用規約（第1.0版）を用いるよう記載</u>
②	現行ガイドラインの策定以降に改正された著作権法を踏まえ、本ガイドラインの記述を変更	3.2.3 著作権の権利処理について 4.1.2 著作権法に関する留意点	○ 著作権法改正内容（写り込み）を追記 ・著作権法改正（平成24年、令和2年）内容を踏まえ、地理空間情報の整備・更新段階、提供・流通段階のそれぞれについて、 <u>著作権法第30条の2の「写り込み」に関する権利制限規定を適用できる（著作権の侵害には該当しない）場合があることを追記</u> ※例えば、第三者の著作物（例：建物壁面の広告）を含む地理空間情報を、著作権者の許諾なく整備・更新しても、著作権の侵害には該当しない場合がある。